経済情報コンダクター

2020 6月号
（毎月２５日発行）

TOKAI ZAIKAI

月刊 東海財界

Monthly Report

中部経済産業局長 髙橋 淳

新しく使いやすい制度を策定して
コロナ禍で大変な中小企業をサポート

モビリティキャリア社長 加藤 優

「派遣先の顧客に喜ばれる人財の創出」がポリシー
上場目指し、より幸せを感じる会社に

朝日インテック社長 宮田 昌彦

オンリーワンの技術で進化するガイドワイヤー
グローバルニッチな分野で世界トップに

経営戦略としてM&Aを活用し
企業経営の課題をサポートしていく

名南M&A
篠田 康人社長

日本弁理士会東海会・岩倉 民芳会長
知財を守ることが企業を守り成長させる

愛知県歯科医師会・内堀 典保会長
自身の判断で通院を止めないように

「クリーン国同盟」が
グローバル経済の核に？

PCR検査に見る
官僚主導型政治の問題点

世界の街角から・ミャンマー紀行
「微笑みの国」ミャンマー

コロナ禍に立ち向かう

愛知商工連盟協同組合鹿島均理事長「ピンチをチャンスに」

片岡信恒弁護士の法律相談事務所

片岡　信恒（かたおか　のぶつね）昭和５５年片岡法律事務所を設立。３０年以上に渡り、取引紛争・契約書作成・労働紛争・医療関係など、法人、及び相続・交通事故・遺言・離婚などの法律問題全般を取り扱っている。
＜片岡法律事務所＞ 名古屋市中区丸の内２丁目１９番２５号ＭＳ桜通７、８階　☎０５２－２３１－１７０６

【質問】相続法が大幅に改正された、と聞きましたが、ポイントを教えて下さい。

【回答】改正相続法の要点は以下の通りです。

①遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言等がありますが、自筆証書遺言が一番多いと思います。自筆証書遺言は、全文を自筆で書かなければ有効になりませんでした。今回の改正で、財産目録はパソコンで作成しても良いし、預貯金については通帳のコピーを添付してもよいことになりました。ただし、偽造変造の恐れがあるので、財産目録の１頁ごとに自筆の署名は必要です。多少便利になったかと思います。

②同じく自筆証書遺言に関する改正です。今年７月１０日から、法務局で自筆証書遺言書を保管してもらえることになります。紛失や改竄される恐れもほぼなくなります。さらに、家庭裁判所への検認手続きが不要になります。検認手続きは手間も、時間も掛かるのでずいぶん楽になるでしょう。

③遺留分（＊注）に関しても、遺留分減殺請求権の行使によって、遺留分侵害額に相当する金銭請求権が発生することになりました。これまでは、不動産について、遺留分相当の共有持分の移転登記請求訴訟を提起し、判決をもらって共有状態にした後、さらに共有物分割請求訴訟を起こさなければならず、解決まで長期間を要していました。

（＊注＝遺留分とは、一定の範囲の法定相続人に認められる、最低限の遺産取得分のこと）

④預貯金の払い戻しも便利になりました。これまでは、名義人が亡くなると、遺産分割が終了するまで、相続人単独では払戻が受けられませんでした。そこで「葬儀費用に充てるためだ」などと説明して、金融機関によっては比較的少額であれば、払い戻しに応じていたケースもありました。今回の改正では、遺産分割が終了する前であっても、一定の場合に、相続預金の払戻しが受けられるようになりました。これには、家庭裁判所の判断により払戻しができる制度と、家庭裁判所の判断が不要な場合があります。まず、家庭裁判所に遺産分割の審判か調停が申立てられている場合に、各相続人は、一定の要件があると、家庭裁判所へ申し立てて審判において、相続預金の全部または一部を仮に取得し、単独で払戻しを受けられます。家庭裁判所の判断を経ずに払戻しができるのは、（相続開始時の預金額）×（３分の１）×（払戻しを行う相続人の法定相続分）で、同一の金融機関からの払戻しは１５０万円が上限になります。

⑤相続人以外の被相続人の親族（長男の妻など）が、被相続人の介護や看病をするケースがあり、被相続人に対して貢献したのに、遺産から何も与えらず、不公平だと思うことがありました。今回の改正により、相続人ではない親族も、被相続人の介護や看病に無償で貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、金銭の請求をすることができるようになりました。

⑥この他、配偶者の居住権保護の改正も重要ですが、今回は省略します。